

## 企業リスクインフォ <2014 No.2>

### 個人情報保護法改正の動向と今後企業が考えるべきこと

個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)が2005年に全面施行されてから、間もなく10年が経過する。ここに来て、めまぐるしいIT(情報技術)の進化によって、個人情報保護法も改正の必要性に直面していた。去る2014年7月24日、個人情報保護法改正に向けた大綱と位置付けられる「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」(以下「大綱」という)へのパブリックコメントが締め切られた。現在は同大綱及び大綱へのパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、2015年の通常国会への法案提出に向けて具体的な条文作成の作業に入っているところである。

本稿では、法改正の背景及び大綱のポイントを紹介し、法改正を控え企業がおさえておくべきポイント、注意点などを解説する。

#### 1 個人情報保護法改正の背景と見直し方針

個人情報保護法改正の大きな方向性は、2013年12月に出された「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」を背景としている。この方針はアベノミクスの第二の矢、成長戦略として位置付けられており、パーソナルデータをいかに利活用するかを中心に、以下の方向性が示されている。

##### 1.1 ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

方針では、「パーソナルデータの利活用のためのルールが曖昧なために、事業者が利活用に躊躇している」との問題提起がなされている。これを解消するために、

- 保護対象のパーソナルデータの範囲の明確化
  - 個人データを「個人特定性が低減されたデータ」に加工することで第三者提供にあたり本人同意を要しない枠組み(併せて提供された側に法的義務を課す)の検討
  - 現在法律に定義されていないセンシティブデータについて特性に応じた取扱の検討
- が示されている。

##### 1.2 プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

消費者のプライバシー保護に対する意識がこの10年で高まり、例え事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーにかかる社会的な批判を受けるケースがあると述べられている。これに対しては「独立した第三者機関を整備する」と言う方向性が示され、大綱にも盛り込まれた。

##### 1.3 その他

また、他国への越境問題、諸外国の制度との整合性の確保なども示されている。諸外

国の制度との整合性についてはEUデータ保護指令との関係がよく知られている。EU域内の企業がEU域外の国に個人データを移転する際、移転先の国は、欧洲委員会の定める「十分なレベルでの保護」を確保していなければならないとするものである。現在これを満たしている国はスイス、カナダ、アルゼンチン、イスラエル、アメリカ合衆国(セーフハーバー協定<sup>1</sup>による)など数少なく、日本はこれに含まれていない。

## 2 大綱のポイントと企業への影響

大綱では、先述の方針について、次のようなより具体的な方向性が示されている。

- ・ 個人情報の定義を拡大する。
  - ・ 個人情報を、特定個人の識別性が排除された個人特定性低減データに加工し、受領側に再特定禁止の規制をかけることで本人の同意無しに提供できる枠組みを検討する。
  - ・ 政府が、独立したプライバシー保護の専門機関（第三者機関）を設置する。
  - ・ 企業、業界団体の自主規制ルールにより「個人情報」のグレーゾーンの解消を目指す
- ここではそれぞれについて「ポイント」と「企業の対応」について述べていく。

### 2.1 個人情報の定義の拡大

#### 2.1.1 ポイント

大綱には個人情報の定義拡大と言う直接的な表現は無いが、新たに保護の対象になるものとして「指紋認識データ、顔認識データ等個人の身体的特性に関するもの等」が挙げられている。「等」に何が入れられるのか判然としていないが。検討会、特に技術検討WGではパスポート番号や免許証番号、IPアドレス、携帯端末IDなども保護の対象とする議論がされている。

#### 2.1.2 企業の対応

保護対象となる個人情報が拡大されれば、現在の個人情報の定義の変更となり、安全管理措置の対象が追加されることになる。そうなれば、当然現行のマニュアル、運用の見直しが必要となる。大綱で具体的な記述は避けられている部分については、今後の議論を確実に把握していく必要があるだろう。

### 2.2 個人特定性低減データによる利活用の促進

#### 2.2.1 ポイント

現行の個人情報保護法では、個人データの第三者提供や目的外利用を行う場合、原則として本人の同意を要することとなっている。大綱では、「個人特定性低減データ」に加工された個人データについては、提供先に対し特定の個人を識別する（提供先で、既に持っているデータと個人情報特定性低減データとを照合し、個人特定可能なデータに“復元”する）ことを禁止するなど適正な取扱いを定めることによって、本人の同意を得ずに利用することを可能とする旨が記載されている。この点は、現行より規制緩和となる部分である。

<sup>1</sup> セーフハーバー原則(EUにおけるデータ保護指針)を遵守すると自己宣言する米国企業に対して「十分なレベルの保護」を行っていることを認める、EUとアメリカ合衆国間での協定。2000年に締結。

個人データから個人特定性低減データへの変換例（あくまで一例であることに留意）を以下に示す。

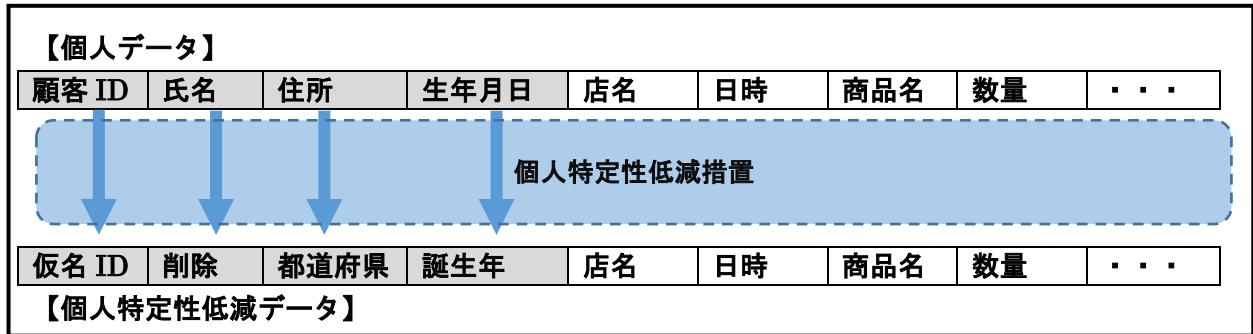


図 1 個人データから個人特定性低減データへの変換例

ただし、「どの程度加工すれば十分に低減されることになるのか」については、汎用的な基準は無いとされ、後述する民間団体の自主規制ルールに依拠することとなった。これは、個人情報保護法における「容易照合性」が技術の進歩と共に向上した（これからもするだろう）ことや、技術検討WGによる個人特定性低減データの作成方法についての検討結果として「一律の基準は決められない」という結論が導かれたこと、などが関係しているものと思われる。

### 2.2.2 企業の対応

個人特定性低減データを利用しようとする場合、企業として取るべき対応は大きく2つ挙げられる。

- ・民間団体による自主規制ルールを理解し、個人特定性を低減したデータを作成すること、
- ・提供した個人特定性低減データが提供先で再識別され(てい)ないことを保証する枠組みを検討すること

しかし企業は、「個人特定性を低減すれば同意が要らないから低減しよう」と短絡的に判断するのではなく、個人特定性を低減し、提供先で再識別が行われない等（必要に応じて）監督するコストが、個人情報のまま本人同意を得て提供するコスト（あるいはリスク）と比較して、どの程度抑えられるのか、社内で検討すべきである。技術検討WGでも、本人同意を得ることが著しく困難な場合に限って個人特定性低減データを使用すべきだと言う趣旨の意見が述べられている。ここで重要なことは「本当に個人特定性が低減されているのか」を外部（本人）が確認することはほぼ不可能だということである。そのため、個人特定性低減データ化して第三者提供を行う場合、利用した低減化手法を第三者機関に届け出るといった案も検討会では出されている。

## 2.3 第三者機関の設置

### 2.3.1 ポイント

現在、個人情報保護関連法令は消費者庁が所管しており、行政から独立していた組織は存在していない。大綱では、個人情報やプライバシー保護に関する政府の行政組織から独立した第三者機関を設置し、第三者機関が関連法令を所管し、立ち入り検査等を直接執行する権限を持つことが示されている。第三者機関の設置については、これまでの議論でも異論はほとんど出ておらず、設置される可能性が高いと考えられる。しかし、第三者機関が担う役割については、

「現在個人情報取扱事業者に対して主務大臣が有している機能・権限に加え、立入検査等の機能・権限を有し、また、民間の自主規制ルールの認定等や、パーソナルデータの国境を越えた移転に関して相手当事国が認めるプライバシー保護水準との適合性を認証する民間団体の認定・監督等を実施する」

と言う表現がされており、民間団体の自主規制ルールを認定するとも、民間団体そのものを認定するとも、あるいはその両方とも解釈することが出来る。

### 2.3.2 企業の対応

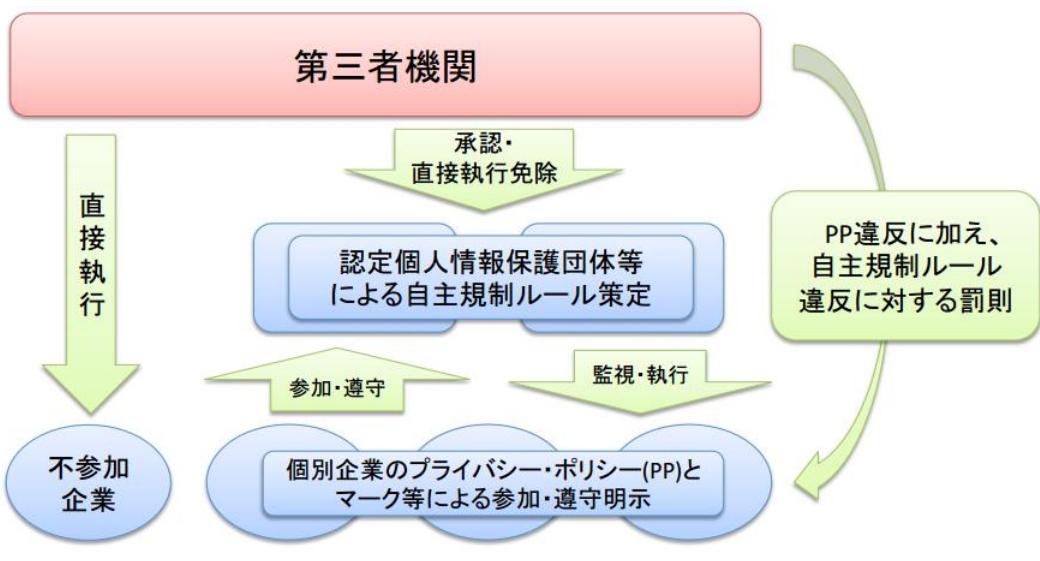
第三者機関設立そのものへの対応はほとんど無いが、今後第三者機関の役割、権限、機能が明確になった際、第三者機関に届け出る内容や連絡フロー等についての準備、整理が必要になる。引き続き今後の検討動向を注視いただきたい。

## 2.4 業界団体（認定個人情報保護団体）の自主規制ルールによる取り組み

### 2.4.1 ポイント

先述した「個人特定性低減データ」への加工方法を含め、民間における業界団体への期待、役割は大きい。

大綱には「自主規制ルールを策定する民間団体は、法令等の規定のほか、法令等に規定されていないものの、情報通信技術の進展等に応じて、個人情報及びプライバシーの保護のために機動的な対処を要する課題に関して、情報の性質や市場構造等の業界・分野ごとの特性及び利害関係者の意見を踏まえてルールを策定し、当該ルールの対象事業者に対し必要な措置を行うことができる」と記載されている。業界団体がいかに業界をまとめ、妥当性及び実効性のある取り組みが行えるかが、改正個人情報保護法の運用についての鍵を握っていると言える。現在の大綱をベースにした第三者機関と認定個人情報保護団体との関係については、以下のような枠組みが想定されている。民間と第三者機関との「共同規制モデル」とも言われる。



出典：2014年 第2回 Innovation Nippon シンポジウム 生貝直人氏講演資料 P.23

#### 2.4.2 企業の対応

自社が加盟している業界団体がどこなのかの確認が必要になるだろう。また将来の個人情報保護法制においては、業界団体の役割が大きいとはいえる、業界団体に加盟していない企業については、規制が無いのではなく、直接第三者機関が規制を執行する(これまで監督官庁)ということについても今一度認識を頂きたい。

### 2.5 利用目的の変更について、本人同意からオプトアウトにより可能にする検討

#### 2.5.1 ポイント

現在の個人情報保護法では利用目的の大幅な変更については本人の同意が必要とされている(法16条)が、これをオプトアウト等により可能にするよう見直しが提案されている。これは取得時(本人への通知または公表:法18条)と大幅な変更時(本人の同意取得:16条)とのアンバランスを解消することが目的の一つとされている。本提案は明確に規制緩和となるため、歯止めとして「本人が十分に認知できない方法で、個人情報を取得する際に特定した利用目的から大きく異なる利用目的に変更することとならないよう、実効的な規律を導入する」という内容も同時に盛り込まれた。この「実効的な規律」の具体的な内容は今後決定していくと考えられる。なお、オプトアウトについては現行でも法23条に第三者提供の際の枠組みとして定められているが、現状、消費者に対して十分にオプトアウトの機会が与えられていない(実効性が担保されていない)という指摘がされている。本検討においても、「どのようにオプトアウトの実効性を確保していくか」が重要な課題として扱われていくだろうと考えられる。

#### 2.5.2 企業の対応

取得時の利用目的を変更する場合、本人の同意ではなくオプトアウト等で実施できる可能性がある。その場合、利用目的の変更に関する社内規定や運用を変更する必要が出てくるだろう。しかし、この変更には異論や批判も多く、最終的にこ

の内容がそのまま盛り込まれるかは不透明な状況である。

## 2.6 まとめ

本稿では、大綱のポイントを紹介し、それに対する企業の対応を述べた。

ただし、この大綱はパブリックコメントや社会情勢の変化などにより変更の余地が大きいものであることを留意すべきである。つまり、大綱の方向性がそのまま法案されることは前提とされておらず、この先に行われたパブリックコメント次第で、大綱に記載されている内容が法案に採用されないことも十分に考えられる。企業は引き続きパーソナルデータに関する検討会、IT 総合戦略本部等の動向をチェックし、情報収集に努めることが肝要と言えるだろう。また、本大綱に含まれていない内容、あるいは本大綱で継続検討とされた内容が法案に盛り込まれる可能性もある。例えば名簿業者の規制などは大綱では継続検討とされているが、大綱発行後に様々な問題が起ったこともあり、規制を求める声が大きくなってきたことから、継続検討ではなく、今回の改正に盛り込まれる可能性が出てきた。

なお、パーソナルデータに関する検討会及び技術検討 WG の大綱作成に至るまでの提出資料、議事要旨は全て公開されている。検討会には産学官のみならず消費者の代表も委員として参加しており、最終的に法文化されなかつたものであっても、消費者からどのような意見が出されたかは、ビジネスを行う上で理解しておくべきであろう。消費者からの期待を裏切ることのないよう、企業はどのような経緯で大綱が作成されたか、法改正の理念はどのようなものか、などを十分に理解することが望まれる。

以上

インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 統合リスクマネジメントグループ  
主任コンサルタント 賴永 忍

株式会社インターリスク総研は、MS & AD インシュアラנסグループに属する、リスクマネジメントについての調査研究およびコンサルティングに関する専門会社です。

弊社では情報セキュリティに関するコンサルティング・セミナー等を実施しております。

コンサルティングに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、あいおいニッセイ同和損保、三井住友海上の各社営業担当までお気軽に寄せ下さい。

### 【お問い合わせ先】

株式会社インターリスク総研 事業リスクマネジメント部 統合リスクマネジメントグループ  
TEL.03-5296-8914 <http://www.irric.co.jp/>

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々が企業の情報セキュリティへの取り組みを推進する際に、役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2014